主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人原田武彦、同高橋淳の上告理由について。

上告会社の被上告人Bに対する売掛代金債権が本訴提起前に民法一七三条所定の 二年の時効期間の満了によつて消滅し、同被上告人は右事由をもつて上告会社から の本件為替手形金の請求を拒むことができるとした原審の判断は正当であり、原判 決に所論の違法は存しない。論旨は独自の見解を前提として原審の右判断を非難す るものにすぎず、採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文の とおり判決する。

## 最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	岩	田		誠
裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	長	部	謹	吾
裁判官	松	田	=	郎
裁判官	大	隅	健 一	- 郎